

1-1 大気汚染防止法に基づく届出

大気汚染防止法で規定している「揮発性有機化合物排出施設」は表-1のとおりであり、事業者は表-2に掲げるような場合には、該当する届出をするよう規定してあります。

表-1

[大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設]

項	揮発性有機化合物排出施設	規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。)が3,000m ³ /h以上のももの
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上のももの
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上のももの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上のももの
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上のももの
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上のももの
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上のももの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のももの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上のももの

表－２ 揮発性有機化合物排出施設に係る各種届出

届出の種類	内容	提出時期
揮発性有機化合物排出施設設置届出 (法第 17 条の 5)	揮発性有機化合物排出施設を新設又は増設しようとするとき	設置の工事着手の日の 61 日以上前
揮発性有機化合物排出施設使用届出 (法第 17 条の 6)	保有している施設が届出施設揮発性有機化合物排出施設に指定されたとき	揮発性有機化合物排出施設となった日から 30 日以内
揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出 (法第 17 条の 7)	揮発性有機化合物排出施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとするとき	変更の工事着手の日の 61 日以上前
揮発性有機化合物排出施設使用廃止届出 (法第 17 条の 13 (法第 11 条を準用))	揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止したとき	使用を廃止した日から 30 日以内
氏名等変更届出 (法第 17 条の 13 (法第 11 条を準用))	氏名、名称、住所、所在地に変更があったとき	変更のあった日から 30 日以内
承継届出 (法第 17 条の 13 (法第 12 条を準用))	揮発性有機化合物排出施設を譲り受け若しくは借り受けたとき、又は相続若しくは合併又は分割により揮発性有機化合物排出施設を承継したとき	承継の日から 30 日以内